議案第１４４号

損害賠償の額の決定について《施設落雪による物損事故（峰山町内記 R8.1.28)》

京丹後市峰山町内記地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたことによる損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年９月１７日提出

京丹後市長　中　山　　泰

１　事故の概要

令和８年１月２８日、京丹後市峰山町内記地内の京丹後市峰山クリーンセンターのリサイクルプラザにおいて、施設の屋根の雪が一般廃棄物収集運搬業務の受託事業者の収集車両の屋根に落下し、当該車両を破損する損害を与えたもの。

２　損害賠償の額　　１，６９７，８６１円

３　損害賠償の相手方　　京丹後市弥栄町所在　法人

提案理由

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を求めるものである。